

一 爭議發生ノ場所

足立區五反野南町一三四。

二 發生年月日

昭和十二年七月十五日

三 事業主側

人名稱

箱垣工業所

2. 本店

大阪市港區反舞川北通五丁目一七九(大阪工場)

3. 東京支店

足立區五反野南町一三四。(東京工場)

4. 事業主住所氏名

足立區五反野南町一三四。 箱垣徳次郎

5. 事業ノ種類

入造石(加工部 製工部 磨工部)

6. 資本金

三萬五千圓(個人經營)

夕企業系統

ナシ

7. 使用労働者数

内譯

作業別 製工部 九 加工部 九 磨工部 八

木工 二〇 臨時工 一六 女工 ナシ

8. 労働賃銀

最高

最低

平均

木工 三圓一〇銭

二圓〇〇銭

二圓五〇銭

臨時工 二圓八〇銭

一圓八〇銭

二圓四〇銭

10. 退職年當制及並福利施設

ナシ

11. 事業主ノ団体關係

ナシ

四 労働者側

1. 爭議参加者数 加部 七 製工 四 計 一一名(臨時工 ナシ)

2. 爭議参加者中組合加盟者数 一